

第
4249
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年 5月30日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

災害損失特別勘定

Q：東日本大震災で、ビルにひびが入りました。修理しなければなりません、今期中に修理することはできません。何か救済手段はないですか？

A：災害損失特別勘定に繰り入れることができます。

【解説】

法人の有する資産が、東日本大震災で被災した場合において、その被災資産の修繕等のために要する費用の見積額として、次の①又は②の金額のうちいずれか多い金額の合計額以下の金額を災害損失特別勘定として経理したときは、その災害損失特別勘定として経理した金額は、その被災事業年度等の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができることとなっています。ただし、明細書の添付が必要です。

- ①被災資産の被災事業年度終了の日における価額がその帳簿価額に満たない場合のその差額に相当する金額
- ②災害のあった日から1年を経過する日までに支出見込みの次の費用の見積額
 - イ 被災資産の取壊し又は除去費用
 - ロ 被災資産の原状回復のために要する費用（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含む。）
 - ハ 土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
 - ニ 被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用

